

# 草津市妊婦健康診査等に関する Q&A

## 1. 妊婦健康診査等費用請求書(県外受診者用)の申請について

問1)請求書の送付先はどこになりますか？

答1:〒520-0834 大津市御殿浜6番28号 公益財団法人滋賀県健康づくり財団 <妊婦健康診査等費用請求書在中>と記載して送付してください。電話番号:077-536-5210 です。

問2)申請に必要なものは何ですか？

答2:①妊婦健康診査等費用請求書、②請求する妊婦健診で使用した妊婦健診受診券(基本健診+各種検査受診券)です。妊婦健康診査等実施報告書を医療機関が記載しなかった場合は、上記2点と妊婦健診で支払った額がわかる③領収書(原本に限る)を郵送してください。※領収書は手元に戻りません。

問3)どのようにお金が振り込まれますか？

答3:県外の医療機関で妊婦健診を受ける方には健診費用の償還払いを行っています。医療機関窓口で一旦全額お支払いをした後、公益財団法人滋賀県健康づくり財団へ申請することで、指定の口座に振り込まれます。

問4)請求額が振り込まれますか？

答4:審査機関で請求額を確認した後、確定した額から振込み手数料を差し引いた額が振り込まれます。

問5)実際に支払った費用が全額戻ってきますか？

答5:草津市が定めている基本受診券や検査受診券の助成上限額までが請求金額となります。

例 1)基本健診として、実際に支払った額が 5,000 円であっても、3,300 円が請求額となります。

例 2)基本健診が 2,000 円、超音波検査が 4,000 円の際は助成額の上限内になりますので、それぞれの実際に支払った額の合計 6,000 円が請求額となります。

注) 県外受診者用記入例を参考にご確認ください。

問 6)提出期限が過ぎてしまった場合どうすればよいですか？

答6:草津市子育て相談センターへお問い合わせください。電話番号:077-561-2331 です。

開庁時間:月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

## 2. 県内受診について

問1)受診券の使い方について教えてください。

答1:妊娠届時に子育て相談センターで母子健康手帳別冊を受け取ってから医療機関を受診してください。受診する際は、必ず母子健康手帳別冊を持参するようにしてください。草津市の受診券を使用するには、草津市に住民票があることが必要です。

問2)超音波検査や血液検査はいつ使用すればよいですか？

答2:母子健康手帳別冊の「妊婦健康診査」のページ P30~31 を参考にしてください。また、超音波検査や血液検査などの検査受診券は、検査受診券単体での使用ではなく基本受診券と併用して利用します。

**問3)県内で受診した際も各自で健康づくり財団への請求が必要ですか？**

答3:県内で受診した場合は、健康づくり財団への請求は不要です。受診時に医療機関の窓口で請求額をお支払いください。

**問4)支払い金額はどのようになりますか？**

答4:県内の医療機関で受診した場合、請求額が草津市母子健康手帳別冊の補助額の上限を上回る時は、補助額を差し引いた額がお支払い額になります。上限を下回る時は自己負担額はありません。

**問5)NST(ノンストレステスト)は対象ですか？**

答5:対象ではありません。

**問6)先天性代謝異常の採血料免除申請の相談先はどちらですか？**

答6:詳しくは草津保健所へお問い合わせください。電話番号:077-562-3526 です。

### 3. 転出・転入の時の受診券の使用について

**問1)草津市から他市へ転出する場合どうすればよいですか？**

答1:他市へ転出届を提出した前日まで、草津市民として受診券を使用できます。

例1)転出日を9月21日とした場合は、9月20日まで草津市民として妊婦健診を受診された費用について、妊婦健診費を助成します。それ以降に受診される分につきましては、転出先の市で未使用分の草津市妊婦健康診査受診券を転出先の市の受診券に交換してからご利用ください。

注)市町村によって妊婦健診の助成上限額が異なる場合がありますので、転出先の市町村でご確認ください。

**問2)草津市へ他市から転入する場合に手続きが必要ですか？**

答2:草津市に転入届を提出後、子育て相談センターで前市の未使用分の受診券を交換する必要があります。